

## 安定供給システム販売申請説明書

申請書の作成に当たっては、別紙記載例を参考としていただくほか、以下の事項に留意のうえ作成して下さい。

- 1 申請書は、該当する物件番号毎に作成し、それぞれの関係森林管理署に提出して下さい。
- 2 申請に当たっては、資格要件を満たす者が共同（複数製材工場が共同する場合及び製材品需要者と製材工場が共同する場合）で買受けを希望する場合は連名での申請とし、代表者を明記して下さい。
- 3 1 「システム販売の種類」について
  - (1) 実施要領第2条第1号のシステム販売とは、製材工場、原木市場、その他木材流通機能を有する事業者、住宅メーカー、木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者に対して行う製品販売です。
- 4 3 「安定供給システム販売に係る事業計画」について
  - (1) 3 (1) 「平成28年度事業計画（立木）」ア、イ、ウ、エ、オは、素材のシステムのため記載不要です。
  - (2) 3 (2) 「平成28年度事業計画（素材の流通）」ア、イは、原木市場等が申請する場合に記載して下さい。
  - (3) 3 (3) 「平成28年度事業計画（製材品）」ア、イ、ウは製材工場（合板工場、チップ工場を含む）が申請する場合に記載して下さい。
  - (4) 3 (4) 「平成28年度事業計画（最終製品）」ア、イ、ウは製材品需要者（木質バイオマス発電所を含む）が申請する場合に記載下さい。
- 5 4 「事業内容（申請時前年度実績）」について
  - (1) 4 (1) 「素材生産実績」は、素材のシステムのため記載不要です。
  - (2) 4 (2) 「原木取扱実績」は、原木市場等が申請する場合に前年度の実績を記入して下さい。

(3) 4(3)「製材実績」ア、イ、ウは、製材工場（合板工場、チップ工場を含む）が申請する場合に記載して下さい。

(4) 4(4)「最終製品製造実績」ア、イ、ウは、製材品需要者（木質バイオマス発電所を含む）が申請する場合に記載して下さい。

## 6 添付書類

(1) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

(2) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）

(3) 社会保険の加入を証する書類（任意様式で、従業員数、加入者数、適用除外者数がわかるもの）

(4) 保有する資格を証する書類（林産物売払い一般競争参加資格、JAS認定、森林認証等）

※認定書の写を添付する。（複数の事業体が連名で申請する場合はそれぞれ毎に）

(5) 企画提案書（別紙様式）

(6) 出荷先との取引協定書の写し

(7) チップ工場等が木質バイオマス発電所に対して燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、上記に加え、以下の書類を添付すること。

ア 木質バイオマス発電所との取引協定書の写し

イ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月林野庁）に基づき作成した自主的行動規範（記載例に事例を掲載）

ウ 木質バイオマス発電所が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」（平成24年経済産業省令第46号）第12条第3項に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写し

注）複数の者による共同申し込みの場合は、それぞれ添付書類を提出する。

(8) チップ原材料N. Lの物件を申請する者及び販売協定先の業者（直接収集運搬する場合）は計量器の検定又は定期検査に合格していることが証明できるものの写し。